

水資源機構 令和4年度・第2回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月6日(月) 機構本社会議室(WEB会議)		
委員	栗田 誠(大学教授) 篠原焔夫(弁護士) 中村好男(大学名誉教授) 鈴木 靖(県代表監査委員) 田中規夫(大学院教授)		
審査対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	2 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	1 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	0 件	
	随意契約(競争性のある)	0 件	
	随意契約(特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

1. 審議対象の入札等案件に対する委員からの意見・質問、それに対する回答等

(1) 一般競争入札(工事)

【荒川ダム放流設備外整備工事】

意見・質問	回答
<p>・工事場所はもとより工事内容も異なるにもかかわらず、浦山ダムの工事と滝沢ダムの工事を一体として発注する必要性や合理性があったのか。</p>	<p>・過去の契約実績から、ダム用のゲート設備の整備工事は一者応札になりやすいと考えられたことから、浦山ダムと滝沢ダムの工事を一体発注することで、工事規模を拡大して、競争参加意欲を高めることとしたものである。また、設備の種類は異なるが、いずれもダム用ゲート設備に分類されることから、一体工事としても競争性に影響ないものと考えている。</p>
<p>・専任の技術者の配置について、本件は2つの施工箇所があるところ、それぞれに専任の技術者を配置する必要があるのか。なお、他の工事と兼任する場合には「本工事の施工箇所から概ね10km以内において施工される工事」であることが条件になっているようであるが、本件の施工箇所は10km以上離れていると思われる。</p>	<p>・本件の工事現場には2つの施工箇所があるが、1つの建設工事として請負契約を締結しているため、工事現場に配置する主任技術者は1名となる。なお、「兼任の条件」は、本件の主任技術者が職務を適正に遂行できる範囲で他の建設工事を兼務できる条件を示したものであり、機構では施工箇所から概ね10kmと定め運用している。</p>
<p>・1回目入札の落札率99.78%について、機構の予定価格は、公表資料に基づいてかなりの程度予測可能ということを示しているようにも思われるが、そういう理解でよいのか。</p>	<p>・質問のとおり、かなりの精度で予測可能と思われる。今回の整備工事の積算に当たり、標準的な歩掛かりがないこと、整備において交換する設備や部品の価格も本社設定単価や物価資料による実勢価格により用いるものがないことから、機構から外部(経済</p>

	<p>調査会)に参考見積を聴取し、これを基に積算し予定価格を設定している。</p> <p>現在、一般競争入札においては、積算内容の透明性・客観性の確保及び入札・見積の迅速化等を目的として、こうした参考見積により積算した工事については、入札公告の際に参考見積結果を公表している。</p> <p>今回の工事において、予定価格のうち殆どが公表した価格の積み上げにより算定され、その他の一部率計算結果を加えることにより、予定価格の推定が可能となっている。こうしたことから、極めて高い応札率になったものと推察される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画等、施工内容確認資料及び工事内訳書により審査し、十分な体制が確保できることに関し疑義がなかったため、ヒアリング及び追加資料の提出は要求していない。 <p>機構では、国と同様に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、施工体制確認型総合評価落札方式の運用を図っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制確認型総合評価落札方式では、調査基準価格未滿となっている場合は履行確実性への懸念があり、しっかり調査することとしている。なお、結果として調査基準価格未滿の応札が抑止されている状況はある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ダムの放流に係る設備工事という非常に重要なものであるのにも関わらず、一者応札になっている。応札率も99.78%とほぼ予定価格である。山間へき地と既存設備との関係で一者になったと想定されるが、ダムの重要な機能なので危機管理上も多数の応札があることが望ましい。今後の対策を考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格条件の緩和などを行った上で幅広く参加者を募り、一般競争入札に付したが、結果として既設設備の施工会社（事業継承会社）による一者応札であったことから、今後は整備工事の入札契約手続きは特定者以外の参加者の有無について確認を行うための公募手続きへの移行を含め、現場事務所・本社関係部署間で対策を考えていく。

(2) 一般競争入札 (工事)

【牧尾ダム砂塵抑制対策工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・砂塵抑制のための対策は、このダム特有の環境（地質、河川地形、ダム湛水域と居住地域の関連）からくるものか。ほかのダムでも行っているのか。大規模な出水があったための工事、あるいは毎年行っている工事なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂塵抑制は、牧尾ダム特有のものと考えている。 <p>※後段の質問に対する回答については、次の質問・回答項目中に記載</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・以下の点について説明をお願いします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 本工事の背景となった砂塵による周辺地域への被害実態 ② 掘削土砂の有効利用の可能性 ③ 処分場での砂塵による二次被害の有無 ④ 工事期間中の積雪による影響の有無 ⑤ 過去に土砂の掘削除去を行った実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・背景については、砂塵による周辺地域への被害実態とこの冬期の季節風の時期と重なって、20メートルぐらい砂塵が上がり、住居が遠いところはいいが、住居に近いところでは洗濯に支障に出る等の苦情を受けており、3年度から実施している。 ・掘削した土砂も現在土捨て場に捨てることになっており、有効利用できないかということについては、これも平成26年に御嶽山が噴火した影響で、火山

<p>があれば年次及び落札業者と工事の効果</p> <p>⑥ 今後の土砂掘削工事の見通し</p>	<p>灰成分が含まれるというところもあり、有効利用が難しくなっている状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次被害については、土捨て場は集落から遠いため特に支障は出ていない。また、積雪の影響は、工事的には大丈夫であるが、ダンプを積雪時に走行させることは、地域の不安をあおるということで、積雪時には排出はしないこととしている。 過去の掘削状況は、直近であれば令和3年度に同様の工事を実施しており、落札業者は今年度工事と同じ者（大河建設）である。 工事の効果としては、6,100m³の堆積した表層土砂を掘削搬出しており、砂塵抑制の効果はあるものと考えている。 今後の見通しについては、現在堆砂除去事業を抜本的に行うべくいろいろ検討を進めているが、その着手時期までは、管理で少しずつ除去せざるを得ないと考えている。
<ul style="list-style-type: none"> 「他工区調整」が「B」と評価される理由・根拠は何か。他の工事との調整が必要になることが稀であるとは思えないし、また、そうした調整が難しいものとも考えにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事で掘削した土砂は小島土捨て場へ搬出する計画であり、同土捨て場では県発注の防災工事（護岸ブロック製作工事）も実施されている。土捨て場への進入箇所は1箇所のみであり、県発注工事で施工した工事用道路を共有することとなるため、「他工区調整」を「B」と評価している。
<ul style="list-style-type: none"> 平成3年度においても同一業者が受注しているところ、同種工事における競争性の確認によれば競争参加資格・施工実績を有すると考えられる事業者が131者あるにもかかわらず、一者応札となっていることについて、どのように受け止めているか。また、一者応札の改善のためにはどのような措置が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争性の確保に関して、全体では131者であるが、長野県は北から南まで広いということで、木曾郡に限れば、Dのみだと8者、C、Dにしても19者と限られる。さらに、御嶽山の噴火の話と近年の豪雨災害等もあって、県や国の発注工事が多くなっており、各業者はほかに工事があるので、技術者の確保は困難となっている。一者応札の対応取組をいろいろしているが、参加業者の増加には至っていない。
<ul style="list-style-type: none"> 山間僻地ではあるが、難易度の高い工事である。発注頻度にもよるが、多数の応札があることが望ましい。今後の対策を考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 難易度があまり高くない工事であるが、現状他の発注が多いということあり、当面は難しい状況と考えている。

(3) 通常指名競争入札（工事）

【緊急対策二宮調節堰改修工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札において一者応札で不落であったものが、変更になって指名競争入札で落札されており、その際に予定価格が大きく変わっている。一般競争入札から指名競争入札へ移行する場合には、設計図書等の変更を行わないこととなっているが、予定価格が66,590千円から76,030千円に大きく増加した理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の一般競争入札における予定価格の算定の基となる単価は令和3年10月時点の調査結果を採用しており、開札結果から、入札価格と予定価格に乖離があったため、再度単価の調査を行い、令和4年3月単価にて予定価格を算定したことによる。
<ul style="list-style-type: none"> 指名業者には、当初の一般競争入札の応札者は含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 含まれている。

<ul style="list-style-type: none"> ・当初の一般競争入札の予定価格の設定をしたのがいつかということが重要なポイントであるが、開札日は2月10日であり、その前年の10月の価格水準をベースに予定価格を設定したということであるが、開札日までは大分間が開いている。去年の10月から急激に変わったということだとすると、当初の予定価格の設定がやや適正でなかった、実態を反映していなかったと受け止めたが、その点はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果的にはそういうことであったかと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・10月の時点で鋼材の値上がりを把握する前の段階で1回見積りをして、積算して、本体についてはその値段を変えないという基本的なコンセプトの下で、入札に向かい、2月の時点では、値段が上がっているかもしれないが、考え方としてはこれを変えないで、これでいこうということで入札を実施したところ、やはり値段は落ちなかった。ある意味、結果論になってしまうわけが、再度見積りをしてみたら、やはりこういう状況でしたというふうに理解をしたが、それでよろしいか。 仮に機構全体として値上がり傾向を把握していたとしたら、そこで何らかの対応が採れたかもしれないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりだと考えている。

(4) 簡易公募型プロポーザル方式（建設コンサルタント等）

【岩屋ダム右岸高標高部基礎対策検討業務】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の「参考業務規模は3,000万円程度（税込み）」と想定されているが、実際の予定価格や受注金額は約1割増となっている。参考業務規模のどの程度まで増額は可能なのか。その基準のようなものはあるのか。あるいは、技術提案次第であり、個別判断ということになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務コストは、参考見積りが提示した業務規模と大きく離れていないか、又は提案内容に対して適切か否かで、妥当性を判断している。
<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル評価結果表において、「配置予定管理技術者の経験及び能力」の「専門技術者」の評価点が3点とかなり低くなっているが、その理由は何か。また、業務の遂行における問題は無いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準は、コンサルタント業務等発注ガイドラインに基づき設定しており、専門技術者の評価は、技術者の業務実績、それと水機構が発注した業務の過去の技術者評定点、それと同じく表彰の実績としている。 今回の配置予定技術者には、過去4年間に水機構の業務実績はなかったため、今回の評価点となっている。なお、配置予定技術者の専門技術の評価点は、点数としては低いが、技術提案書について配置予定技術者のヒアリングを実施して、本業務を遂行する

<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の専門技術力の評価点が20点満点中3点にとどまる一方、実施方針等や評価テーマではある程度高い評価になっていると思われる。ここからは、配置予定技術者の専門技術力の評価の着目点の実態に合っていない可能性、あるいは配置予定技術者の専門技術力にかかわらず当該事業者には専門技術力があり、優れた技術提案を行うことができたという可能性などが考えられるが、さらに選定基準に含まれる配置技術者の専任性（手持ち業務）規制の潜脱の可能性すら考えられる。 	<p>ための技術力を有していることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価基準は、コンサルタント業務等発注ガイドラインに基づき設定している。専門技術力の評価は、技術者の業務実績、水機構が発注した業務の過去の技術者評定点（過去4年）・表彰実績（過去4年）としている。本件の配置予定技術者には、過去4年間に水機構の業務実績がなかったことから、今回の評価となっている。実施方針等や評価テーマについては、本業務の諸条件との整合性が高く、優れた提案内容であったため今回の評価となっている。なお、配置予定技術者の専門技術力の評価点は低いが、技術提案書について配置予定技術者のヒアリングを実施し、本業務を遂行するための技術力を有していることを確認している。
<ul style="list-style-type: none"> 選定（特定）基準における「選定しない」（「特定しない」）に該当する評価項目はないが、評価が低いことを理由に「選定しない」（「特定しない」）という判断をすることは制度上可能なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案書の提出を求める業者の選定に当たっては、参加表明書を提出した者に対して審査を行うことになっている。この際、多数の参加表明があった場合は、より有用な技術提案を得られるよう、審査の際に評価が低い業者は選定しないという判断をすることはある。
<ul style="list-style-type: none"> 重要構造物の計画調査であり高度な解析を伴うことからプロポーザル方式で行ったことは妥当と思われるが、より良い品質のものにするという意味で一者応札になった点はやや残念である。一者応札になった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書を受領した者が8者あったが、入札に参加できなかった者に対しての聞き取りを行っている。同種業務の業務実績がないとか、業務内容を確認して断念したとか、実施体制が構築できないといった内容であり、業務内容が専門的であることが一者応札の理由であると分析している。専門的な業務であるため、履行可能な者が増加するとは考えづらい面もあり、一者応札対処への特段の改善点は見い出せていないというのが現状である。

(5) 一般競争入札（建設コンサルタント等） 【地下水等調査業務】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 総合評価結果の配置予定管理技術者の技術力において、本業務では40歳以下の若手技術者の配置がされずに0点となっているが、他の同種方式案件で40歳以下の若手技術者の配置がなされた実績があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 木曾川水系連絡導水路建設所では、総合評価基準に若手技術者の配置を追加した以降、入札参加資格申請時点で40歳以下の若手技術者の配置の該当はあるが、業務での実績はない。
<ul style="list-style-type: none"> 本業務はいつから実施しているのか。2020年度、2021年度と比べて業務内容に増減はあるのか（予定価格がかなり増減しているようである）。なお、2020年度には二者応札、2021年度には三者応札であり、いずれも応用地質が落札しているようである。 	<ul style="list-style-type: none"> 水資源機構の本事業承継（平成21年度）から継続して実施しており、令和2年度以降の業務内容に増減はない。令和3年度の予定価格が令和2年度の予定価格より増加したのは、歩掛参考見積徴取の結果によるものである。
<ul style="list-style-type: none"> 「履行確実性評価型」を標榜する以上、総合評価結果の「本業務に対する取り組み姿勢」を 	<ul style="list-style-type: none"> 「16.0点」は「実施方針の妥当性」に対する評価になる。なお、「本業務に対する取り組み姿勢」に係

<p>み姿勢」の評価において、「履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価」したのか否かを明記することが適切と思われる（機構の内部の評価結果資料には明記されているものと推測されるが、総合評価結果には、20点満点中16.0点とのみ記載されており、満点より4点低い理由が「実施方針の妥当性」の評価によるものか、履行確実性の評価によるものか分からない。）。</p>	<p>る評価結果については、「実施方針の妥当性」に係る点数及び「履行確実性評価による再評価」に係る点数にそれぞれ区分の上、技術点評価調書として公表している。</p>
<p>・前回の委員会でも指摘したが、履行確実性評価といっても、調査基準価格以上の価格で応札すれば、特段の事情がない限り、履行確実性を1.0として評価するのであるから、実質的には調査基準価格未達の応札を抑止する効果しか有していないように思われる。また、こうした仕組みが今回の不落随契につながっている可能性があると思われる。</p>	<p>・履行確実性評価については、働き方改革の観点から下請けへの不当なしわ寄せ、労働条件の悪化の懸念等の排除を目的としている。調査基準価格未達となっている場合は、履行確実性の懸念があり、しっかりと調査することとしている。なお、結果として、調査基準価格未達の応札が抑止されている状況ではある。また、不落随契の割合が本制度の導入前後で横ばいの状況で変わっておらず、引き続き注視をしていきたいと考えている。</p>

(6) 補償契約

【区分地上権の期間変更等に関する業務】

意見・質問	回答
<p>・当初の地上権設定では存続期間が60年であったのに対して、今回の期間変更にかかわる契約書では区分地上権の存続期間は施設の存続する期間となっているが、具体的な年数を示さない理由は何か。なお、施設の存続する期間とは耐用年数を意味するのか。</p>	<p>・成田用水の供給を要する限り施設用地を確保（区分地上権設定）する必要があるため、60年でその必要性が失われるものではないため、存続期間を「施設の存続する期間」として契約しており、他機関のトンネルなどの区分地上権の存続期間も「施設存続期間中」などとしている。なお、「施設の存続する期間」とは、耐用年数ではなく、成田用水施設が存する期間となる。</p>
<p>・区分地上権の存続期間が「施設の存続する期間」であるとする、具体的にいつまでなのか。</p>	<p>・具体的に何年と決まっていない。成田用水施設が存する間（＝成田用水の供給がある限り）、地上権が設定される。</p>
<p>・資料からは、区分地上権設定価格の算出根拠が分からなかった。当初設定した地上権の存続期間が10数年残っているが、60年の全期間分一括払いされているから、残存期間分の金額が今回の補償額から控除されているのか。</p>	<p>・残存期間に相当する金額は控除していない。補償金の算出は、「土地単価×土地利用制限率×面積」となり、それを支払っている。10年間が残っているが、その分は控除していない。</p>
<p>・そのような趣旨からしたら、なぜ払うのか、なぜ十数年後でなくて今払わなければいけないのかという説明が必要になってくるのではないのか。</p>	<p>・地上権の期間変更を必要とする土地がこのエリアに約300筆ある。期間満了の間近で多くの契約を進めることは難しいので、前倒しをして契約をしている。このため、少し期間は残っているが、現在、契約更新をしている。</p>

2. 委員会による意見の具申又は勧告
なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 江頭 憲一 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 夏目 浩和 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 登里 聡 (内線 2321)